

融資契約終了後の失効約定書のお取扱いについて

当行ではこれまで、お客さまのご返済によって契約が終了し、失効となりました約定書等につきまして一律に返却しておりましたが、平成 29 年 5 月 8 日以降の契約終了分からは、契約終了後も当行で 10 年間保管し、保管期間経過後に責任をもって廃棄させていただき取扱いに変更させていただきます。

なお、お客さまからのご要請があれば、失効となりました約定書等の返却手続きをさせていただきますので、お手数ですがお取扱い店舗までお申出いただきますようお願い申し上げます。

また、(根) 抵当権の解除登記等で必要となる約定書等につきましては、これまでと変更なく返却いたします。

ご不明な点は、お取扱い店舗または最寄の店舗までお問い合わせください。

今後もより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

